

【 10 】

氏名	岩 見 宏 いわ み ひろし
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 92 号
学位授与の日付	昭 和 49 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	明代徭役制度の変遷 —上供・公費との関係を中心として—
論文調査委員	(主 査) 教 授 佐 伯 富 教 授 佐 藤 長 教 授 湯 浅 幸 孫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、最初に明代徭役制度に対する戦前の理解を概観し、これと対比して戦後の成果をあげながら、そこに現われてきた新たな問題を指摘する。すなわち、戦後の研究の中で、一旦は上供や公費の負担が里長の職責として認識されるに至ったが、その後、華北一帯ではそれらの負担が雑役たる均徭の銀差中に含まれていることが見出された。この事実は、それが里長の職責だったとする認識とは矛盾するものである。この矛盾をいかに解くかについては、まだ学界で積極的な発言が見られない。この矛盾を解くことが、本論文における第一の課題である。

つぎに上記の上供や公費が銀差中に含まれている事実が知られたのは、華北における門銀・丁銀制の研究を通じてであったが、この門銀・丁銀は九等（又は九則）に分けた戸等に対応する一定額の銀を、それぞれ戸および丁を対象として賦課し、それによって銀差・力差の必要を賄うものとされる。したがって均徭の一形態というわけであるが、これも戦後の研究で明らかにされた初期均徭法の中には、このように厳密な九等制は見出されず、むしろ税糧額を主たる基準としていたとされる。その意味で明代後期に見られる門銀・丁銀は特異な形態であり、初期均徭法と直接にはつながらず、他の点と併せて、華北には金・元の制度の影響が強く残っていたことから生じたのではないかとされた。しかし金・元の遺制が問題となるならば、明代前期から何らかの形で表面化したのではないかと思われ、そのような徴証がないということは、史料的制約によることもあり得るであろうが、むしろ明代内部において起源を探るべきではないかと思われる。この点の解明が本論文の第二の課題である。

以上二つの問題は、実際には密接に関連する面があるので、以下の行論は、第一の問題をまず解明し、その過程で第二の問題にもおのずから触れて行くという形をとることになる。以上が「はじめに」における問題の設定である。これを承けて、本論の構成は、まず明初における徭役制度の概要を第一章で述べ、ついで第二章では明初における上供物料と地方公費のあり方を検討し、第三章に至って、明代中期を中心として上供や公費と里甲・均徭それぞれとの具体的関係の発生事情を解明することになる。以下各章につ

いて論旨を略述しよう。

まず第一章「明初における徭役制度の概要」は三節にわかれる。第一節は「均工夫」で、これは明代初期に首都造営のための土木工事に従事した役であり、その意味では唐代の正役に当るものである。その点は明代の徭役の分類として普通に用いられる意味での正役とか雑役とかのわくにははまらないものと考えられる。第二節「雑役」においては、里甲制施行以後には、里甲正役に対して雑役とよばれることになった各種の役について解説する。大明令と諸司職掌に規定されたものをはじめ、それらに見えない役についても、太祖実録や大明会典によって補っている。それらの役は、当初はそれぞれ一定の税糧額を基準としてわりあてられており、その点で整然たる体系をなしていた。洪武18年に至って、一般の雑役は上中下三等の戸等を基準としてわりあてられることになった。戸等そのものは、丁・糧・産業の三者を基準として定められたと考えられる。ただし駅伝関係の役については、洪武18年以後も、依然として税糧額を基準とする割当が続けられ、その意味で一般の雑役とは区別されることになったようである。第三節「里甲正役」では、まず里甲制の成立について、これが洪武3、4年頃から直隸地方に実施されたと考えられること、ついで洪武14年には全国に実施されたこと、これにともなって里長・甲首の役が設定されたことを述べる。つぎに里長の職務内容に関する検討を行ない、法令の規定の上でも、明人の意識の上でも、上供や公費の負担は里長の職責とはされていなかったことを明らかにしている。

以上第一章において、徭役の側からは上供や公費とのかかわりが出てこなかったので、第二章「明初における上供物料と地方公費」においては、逆に上供・公費の本来の在り方を明らかにして、徭役との関係の有無を検討するわけである。まず第一節「上供物料の調達方式」では、明初における上供の調達に五通りの方式があることを明らかにするが、それは特定の品目について生産者に直接わりあてるもの、人民を使役して採辦するもの、税糧の一部の折徴の形で徴収するもの、抽分局で商人から抽分するもの、および官費を支出して買辦するものであった。いずれにしても徭役とは直接の関係はないわけである。第二節「物料負担の増大」では、品目・数量いずれの面からも物料負担が増大し、特に本来は人民の負担となるべき筈でなかった買辦が、宋代の和買と同様次第に一般人民の負担に転嫁された状況を明らかにする。第三節「地方公費の支辦原則」では、地方公費とされる多くの項目について、関連する法令等を検討し、結局そのほとんどが、官錢の支出によって賄われるべきものであったことを解明する。こうして本章における検討の結果、明初において、上供は直接里長などとは関係のない形で負担されており、公費もまた大部分が官費で支辦すべきものであったことが確認され、いずれも里長の職責として認めることはできなかった。

してみると上供や公費が里甲負担へと転ずるのは、明代中期のことと予想され、またもともと里長の職責ではなかった以上、これが里甲負担になるとは限らぬわけで、同じく一般人民の負担になるにしても、別の形態もとり得ることは当然であり、その意味で均徭の銀差に含まれる例が存在することは、少しも不思議ではない。これらの点が第三章「上供・公費と徭役との関係」で明らかにされる。まず第一節「上供・公費と里甲正役」においては、上供を里甲が負担したと考えられる例、公費を里甲が負担したと認められる例をあげて、宣徳以降の時期に、地方的にこのような措置がとられて、本来違法であった筈のことが、次第に公然化していく状況を明らかにする。第二節「上供・公費と均徭(一)——九等法をめぐって——」に

においては、成化年間に中央政府から民戸を九等に分けて上供を負担させる方式が示されたこと、丘濬が均徭法と対比して九等法といているのが、恐らくこれに当るであろうこと、その地方における実施例として考えられるものに、湖廣における何喬新の業績があって、それは九つの戸等に応じて一定額の銀を出すものと考えられること、ただし湖廣ではそれが均徭事例の中に含まれていること、などの諸点を明らかにし、九等法が行われた地方では、以後均徭の内容が拡大して、九等法による上供のわりあてをも含むことになったと判断した。第二節「上供・公費と均徭(一)——聴差について——」では、徭役における予備費的な意味を持つことばとして聴差なるものがあること、それが実際には上供物料の負担を賄うために設定され、わりあての予定だけをきめて、実際の負担は必要のつど出す場合と、あらかじめ定額の銀両を徴収してプールしておく場合とがあり、銀両のわりあてについては、九等方式によって戸等に応じた差をつけることが多かったと思われる、などの諸点を明らかにした。第四節「九等法から門銀・丁銀へ」においては、均徭に銀差と力差の別が生ずると、銀差が上供物料をも含むようになり、同時にそのわりあてについては、輪番制よりも負担の容易な九等方式による毎年わりあてに移行したと考えられること、その場合に丁を単位としてわりあてられる例もあるが、より一般的には戸を対象としたと考えられること、などの諸点を論じ、その結果として嘉靖のはじめには、門銀という名称はまだついていないが、実質的には門銀とみるべきものが出現した事実を指摘した。さらに、早い地域では嘉靖10年ごろには丁銀も成立していたとみられるが、ただし丁銀の成立は必ずしも徭役の全面的銀納化を意味するものではなく、門銀と丁銀の合計額が各戸の徭役負担限度を示すものであり、その限度内で上級の戸に力差がわりあてられたことを論じた。徭役の全面的な銀納化は、華北では万暦年間における一条鞭法の実施を待たねばならなかったのである。

「おわりに」においては、以上のような本稿の考察を通じて解明された主要な点をまとめた。すなわち、(一)上供・公費は本来は里長の負担すべきものでなく、(二)事実上里甲負担になったのは明代中期からである。(三)同時に雑役として負担することも行われ、その賦課方式として九等法が出現した。(四)華北においては、均徭内で九等方式が拡大して門銀制となり、続いて丁銀制も出現した。これらの成果によって、明代徭役制度については、新らたな展望が得られたので、かなり大幅に書き改めなければならなくなった。そこで雑役の変遷についてだけ、ごく大まかなスケッチを試みて結びに代えた次第である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、著者が上供すなわち宮廷及び中央政府所要物資の上納と、公費つまり地方政府の行政運営に要する経費を中心に、徭役制度の変遷を体系的に論述したものである。明代の徭役は里甲の正役（里長と甲首の役）と雑役（雑役の負担を均平ならしめる均徭法が行われた後には、均徭ともいう。）とに分れているが、著者が主として取扱っているのは後者である。

著者はまず明代徭役制度に対する学界の成果について、戦前と戦後のそれを比較しながらその要点を紹介しつつ、そこから生じてきた新らたな疑問二つをあげる。すなわち、一つは戦後の研究で始めて明らかにされた明代後期における華北の門銀・丁銀制をめぐる問題である。この制度は戸と丁とを単位として、上上から下下に至る九段階の銀額を賦課し、それによって雑役の需要を賄うものである。ところで、雑役の割り当てについては、明代前期に始まった均徭法が一般に行われたと考えられるが、これには門銀・丁

銀制に見られるような厳密な九段階制は含まれていない。だとすれば、この九段階制はどこから生じてきたかを明らかにしなければならない。第二の問題としては、やはり門銀・丁銀の研究を通じて判明したことであるが、華北における均徭の銀差の中に、従来、里長・甲首の負担とされていた上供や公費の類が含まれていることである。戦後における研究では、従来、知られなかった里長の第四の職責（職責の第一として租税の徴収、第二、租税台帳の編造、第三、治安維持がある。）として、上供物料や地方公費の負担があったことが指摘され、これがほぼ定説と見られたのであるが、それが均徭すなわち雑役の中に含まれている例がかなり多く見出されたとなると、当然、従来の里長職責論は修正を要することになる。

以上二つの問題のうち、著者はまず第二の問題を中心として解明を進める。第一章においては、明初の徭役制度全体についての概観を試みているが、この中では例えば均工夫（首都南京造営のための土木工事に従事する役）の性格づけなどについて、従来の所説を訂正するほか、雑役の諸種目についても新しい知見を加えている。そして各種の徭役を通じて明初の段階では上供や公費がこれとはかかわり合いのないことを予想する。

ついで第二章において、著者は上供物料や地方公費の検討から、それら自体の支辨方式を明らかにし、徭役との関係の有無を具体的に追究する。まず上供物料については、各種の調達方式が併用されているが、そのうち、生産者から直接政府に納入させるもの、税糧の一部代納の形で人民に納入させるもの、及び民間から買い上げるものの三者が、主要な方式であったことを述べる。このうち、生産者から直接納入させる場合も、税課の一種とされており、いずれの方式にしても一般人民の徭役とは関係がない。ただ買い上げ方式においては、実際には正当な代価の支払われることが少なくなり、時代の降るにつれて、物料要求の増大とも相俟って、次第に一般人民の負担になっていったという。また地方公費においても、建前としては、政府財政内から支出されるはずのものが大部分であり、上供の場合と同じように、本来は一般人民の徭役として負担されたものではなかったことを明らかにする。

以上の結果に基づき、著者は第三章において、上供や公費が徭役と関係を生じたのは、明代中期において、それらの負担が次第に一般人民に転嫁された結果であると推定する。ただ、このような事情は非合法的なものであるから、その推移過程は、史的には極めて明らかにし難い。しかし、その事態がある程度進行すると、地方政府においても何らかの公的措置をとらざるをえなくなる。そこから上述のような事情を示すに足る若干の史料が現われてくるので、著者はその点に注目して、上述物料・公費が一方では里甲正役の負担となり、他方では雑役に繰り込まれる地方もあったことを明らかにする。とくに雑役との関係においては、上供の負担の公平を期するため、成化年間に九等法とよぶべき賦課方式が中央政府から指示され、これが雑役の一部として定着し、さらに雑役全体の賦課をこの方式によって行なうことになったものが、華北の門銀・丁銀制であったとする。本章における九等法や聴差（戸等に応じて銀を割りあてて徴収しておき、将来、徭役の支出に備える法）などに関する研究は、不明な部分の多かった明代中期の徭役制度について解明する所が多い。

以上、三章にわたる叙述を通じて、著者が始めに提起した二つの問題に対する解答を、史料の緻密な分析と構成、並びに論理的な推想とによって明示し、明代徭役制度の変遷に全く新たな照明を与えたことは、著者の功績といわなければならない。ただ著者が徭役制度の変遷を述べるに際し、他の歴史事象との

関連をもう少し配慮したならば、本論文は更に精彩を増したものと思われる。しかし、これは驕を得て蜀を望むの類であって、これによって本論文の価値は毫も損われるものではない。

なお参考論文九篇は、いずれも本論の主張を補強するものである。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。